平成２３年（フ）第８８４号
東京都八王子市中野山王３丁目６番６―307号都営中野団地
債務者　佐々木知子（旧姓原口）
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月15日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１６７２号
神奈川県大和市深見西４丁目６番11―201号
債務者　小野寺俊一
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６７３号
神奈川県大和市深見西４丁目６番11―201号
債務者　小野寺和美
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９０８号
横浜市都筑区早渕１丁目42番８号　ガーデンハウス仲町台Ａ棟201
債務者　武島　啓美
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４０号
北海道根室市大正町３丁目３番地　花咲団地１号棟505号
債務者　高本カズ子（旧姓室谷）
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月22日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第８４号
栃木県佐野市吉水駅前１丁目24番地５
債務者　川上　　明
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第８５号
栃木県佐野市吉水駅前１丁目24番地５
債務者　川上　直美
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第９１号
栃木県足利市百頭町2093番地　ラフォーレ百頭２―202
債務者　木村　峰子
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第８３８号
東京都立川市錦町４丁目５番25号アーバンライフ立川303号
債務者　多奈村　禎
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月15日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１９０５号
横浜市中区上野町２丁目76番地　山手アーバンビル301号室
債務者　小林　　恵
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９１４号
横浜市都筑区南山田町4041番地　テラス太陽Ａ―３
債務者　福山　久也
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９１５号
横浜市栄区桂町680番地３　グランシティ本郷台101
債務者　晝間なつみ
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２３号
静岡県富士市松岡1186番地の３
債務者　鳥居　重男
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月８日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第２５号
熊本県天草市牛深町186番地
債務者　佐々木タニエ（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成23年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月15日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第４６号
鹿児島県出水市平和町12番地２　Ｍ２ハウス３号
破産者　小宮　貴行
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第４２６号
千葉県成田市三里塚御料１―1298　コーポ御料106号、開始決定時の住所千葉県富里市御料294番地65
破産者　行田　保盛
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部